

移動等円滑化取組計画書

令和1年12月24日

住 所

神奈川県横浜市西区高島一丁目2番8号

事業者名 京浜急行バス株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役 平 位 武

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

車両等の整備に関する事項

- ・当社が保有する乗合バス車両においては、2018年度末（2019.3.31）時点のノンステップバス導入率は、83.7%となっており車両の更新に併せてノンステップバスを導入しノンステップバス導入率を向上させていく。
- ・当社の空港連絡バスでバリアフリー化車両は2両導入されており、運用やインフラ等の環境を精査して今後の導入を検討していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを42両導入する。(2019年度)
空港連絡バス	バリアフリー化（リフト・エレベータ付）車両の運用やインフラ等の課題・問題点を社内で共有し、未導入路線への導入を検討する。

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
羽田空港バスポール	羽田空港第一ターミナル乗車バスポールの更新に併せて音声でバスの行先を案内する機能を追加する。(2019年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接近表示器の拡充	バス停留所に 2018 年度末 (2019. 3. 31) 78 基のバス接近表示器を設置しているが、新たに 5 基の設置を計画している。(2019年度)

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO 法人によるバリアフリー教室を年 1 回おこなっている。</li> <li>・ 乗務員を対象とした、車椅子利用者・障害者の方の乗降支援に関する講習を営業所内で定期的におこなう。</li> </ul>

### Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに取組の改善に活用する。</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------

### Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

### Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。